

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………一
（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………一
（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………四
（同）…四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………五
（同）…五
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………六
（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…六
- 貸金業法による行政処分……………一〇
（産業労働局金融部貸金業対策課）…一〇
- 開発行為に関する工事完了（三件）……………一〇
（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…一〇

告示

●東京都告示第千三百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

- 東京都市計画事業豊洲土地区画整理 平成二十八年七月二十五日
事業第五街区保留地符号保五一一、
保五一二、同街区仮換地符号豊二一
一十六、豊五 五一十八、豊六一
一一二、豊六 一一三、豊六 二一
一一三、江東区豊洲六丁目二十八番
及び二十九番の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎二十四階中央）

●東京都告示第千三百五十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

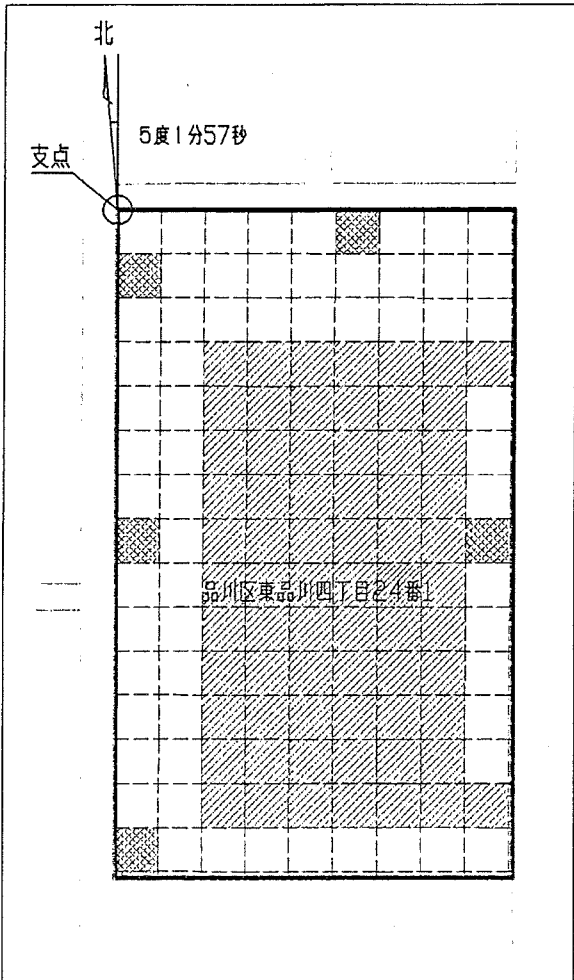
平成二十八年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島八丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別 図



【 支 点 】
支 点 は、品 川 区 東 品 川 四 丁 目
24 番 1 の 最 北 端 と す る。

【 凡 例 】
 - - - 単 位 区 画
 ——— 筆 境 界
 [斜線] 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域
 (この告示により指定する区域)
 [点線] 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域
 (平成28年東京都告示第880号
により指定した区域)

【 格 子 の 回 転 角 度 (5 度 1 分 57 秒) 】
格 子 の 回 転 角 度 は、支 点 を 通 り、東 西 方 向 及 び 南 北 方 向 に 引 い た 線 並 び
に これ ら と 平 行 し て 10m 間 隔 で 引 い た 線 に よ り 構 成 さ れ る 格 子 を、支 点
を 中 心 と し て、右 回 り に 回 転 さ せ た 角 度 を 示 す。

● 東京都告示第千三百六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしない
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月四日

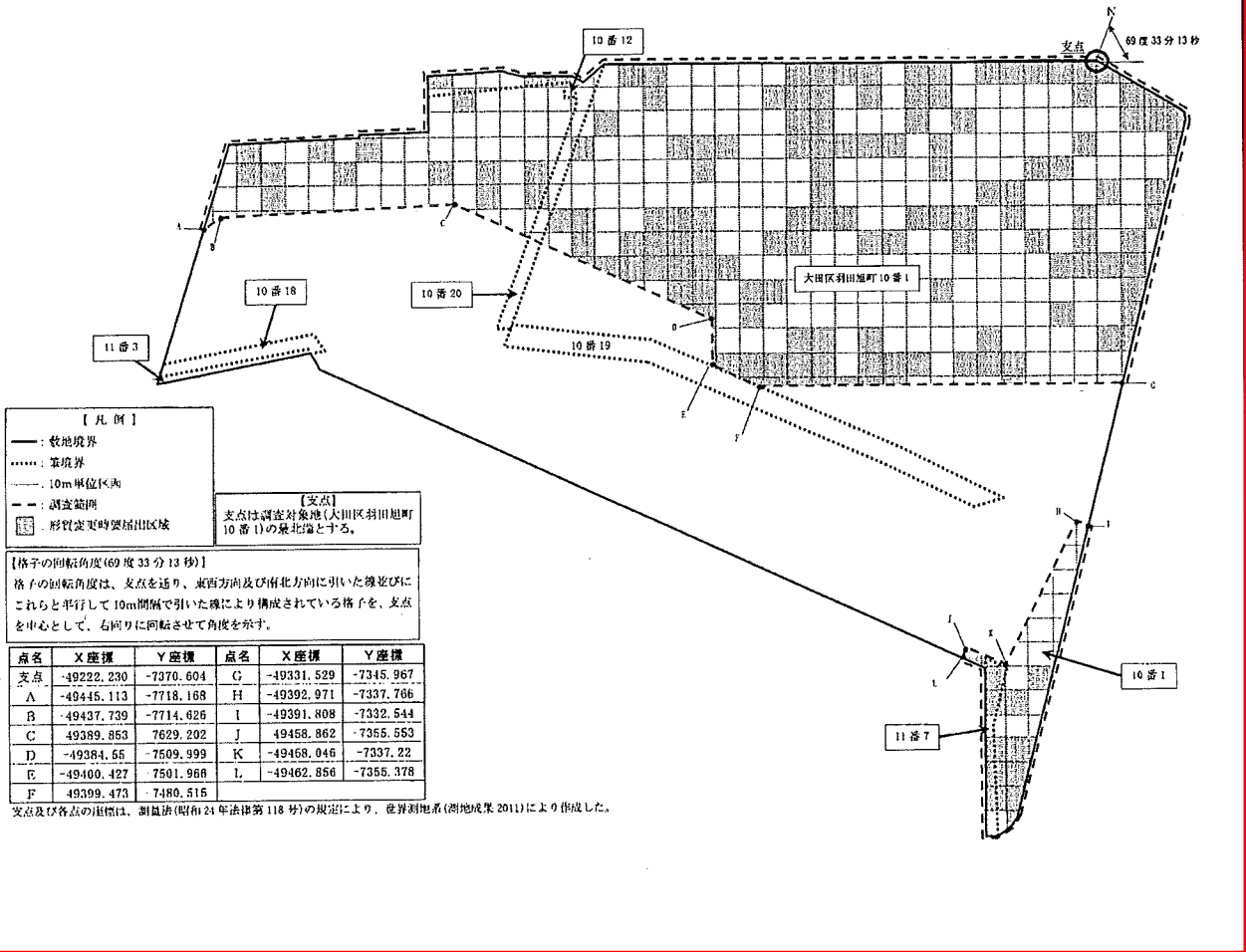
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田旭
町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^び及
びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及び
その化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千三百六十二号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六百七十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年八月四日
 東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区王子本町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二

公告

- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……(建設局道路管理部監察指導課)……四
- 港湾施設の臨時休場……(港湾局港湾経営部経営課)……五
- 開発行為に関する工事を完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……(産業労働局商工部地域産業振興課)……五
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……(同)……六
- 東京都立海上公園有料施設の休場日の変更……(港湾局臨海開発部海上公園課)……六

雑報

- 公立大学法人首都大学東京平成二十八年度財務諸表に関する公告……(公立大学法人首都大学東京)……七

告示

東京都告示第千五百七十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九條第二項において準用する同法第十六條の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 平成二十九年十月二十三日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社ブライトハウス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 光澤 五十六
- (三) 主たる事務所の所在地 港区六本木七丁目十二番十九号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九九八五号
- (五) 免許年月日 平成二十五年十二月五日

- 一 日時 平成二十九年十月二十三日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社テイクナイン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 竹内 史英
- (三) 主たる事務所の所在地 世田谷区上野毛一丁目三十番十二号

- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五〇八一号
- (五) 免許年月日 平成二十五年二月十五日

- 一 日時 平成二十九年十月二十三日 午後四時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社エムトップハウス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 村田 次雄
- (三) 主たる事務所の所在地 板橋区常盤台四丁目三十七番十一号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九〇八〇号
- (五) 免許年月日 平成二十五年四月十八日

- 一 日時 平成二十九年十月二十四日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社野村地所
- (二) 代表者氏名 代表取締役 野村 康昭
- (三) 主たる事務所の所在地 中央区銀座一丁目四番六号
- (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八六六四号
- (五) 免許年月日 平成二十八年十月二十七日

- 一 日時 平成二十九年十月二十四日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社日計
- (二) 代表者氏名 代表取締役 中島 希雄
- (三) 主たる事務 豊島区西池袋五丁目十三番十三一〇二
所の所在地 一〇号
- (四) 免許証番号 東京都知事(8)第五〇四三一号
- (五) 免許年月日 平成二十八年六月二十六日

●東京都告示第千五百八十号

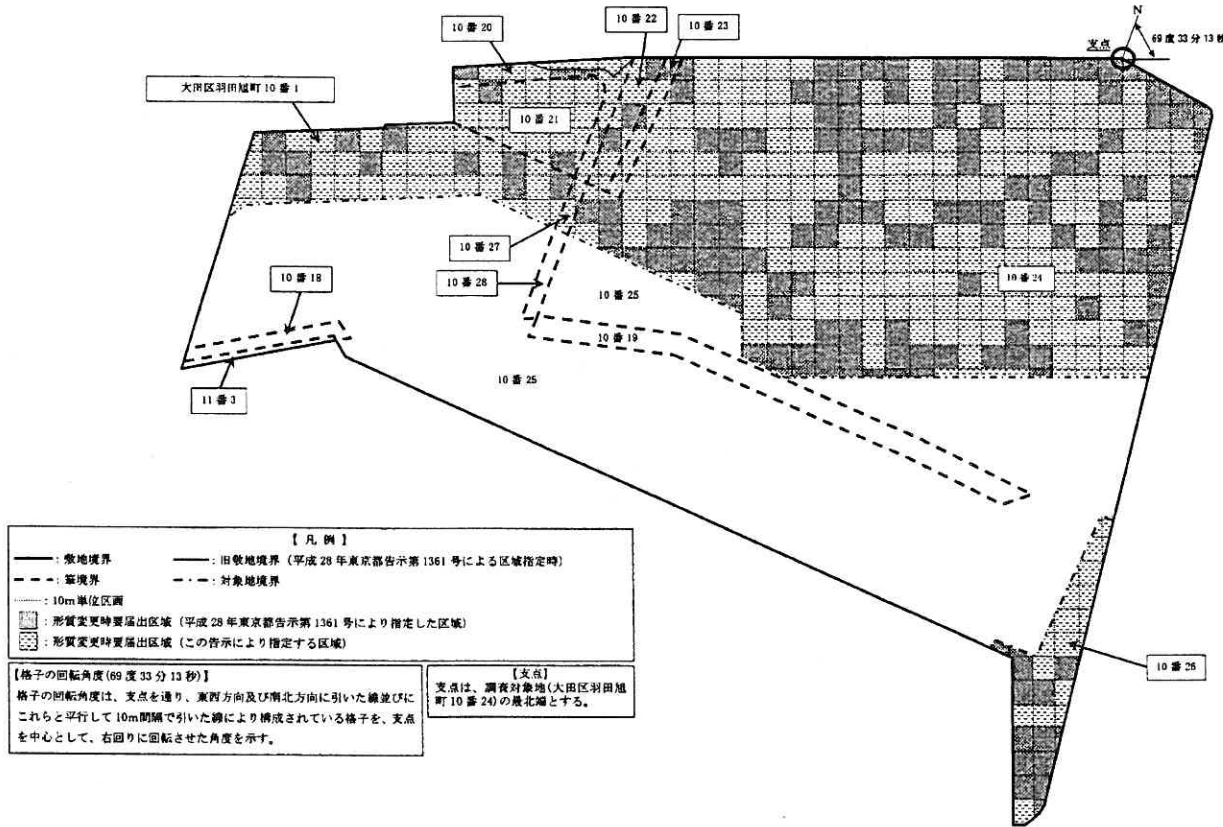
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田旭町地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡 例】

- : 敷地境界
- - - -: 旧敷地境界(平成28年東京都告示第1361号による区域指定時)
- ⋯⋯: 筆境界
- ⋯⋯: 対象地境界
- ⋯⋯: 10m単位区画
- ▨: 形質変更時要届出区域(平成28年東京都告示第1361号により指定した区域)
- ▩: 形質変更時要届出区域(この告示により指定する区域)

【格子の回転角度(69度33分13秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
支点は、調査対象地(大田区羽田旭町10番24)の東北隅とする。